

## 処 分 基 準

令和4年5月11日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第103条第2項
処 分 の 概 要：運転免許の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項（免許の取消し、停止等）
処 分 基 準：運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部交通部運転免許課 運転免許管理係、高齢運転者支援係（電話017-782-0081）
備 考：